

## 芦屋市放課後児童クラブ 延長・土曜育成利用申請書兼変更・中止届出書

【裏面の記入上の注意点をご確認ください。右の2次元コードからも申請・届出可能です。】



芦屋市長宛

申請・届出者氏名：

フリガナ		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	学級	年生
児童氏名			平成・令和 年 月 日生	
住所	〒659- 芦屋市			

**利用申請・変更届（下記該当項目に☑）**

□土曜育成

利用開始 令和 年 月 日 から 土曜育成の利用を希望

延長育成（下記お迎え名簿もご記入ください。）

利用開始 令和 年 月 日 から 延長育成の利用を希望

利用申請 / 変更届 【令和 年 月 日から変更】

お迎え名簿 ※変更届の場合も 変更後の全員分ご 記入ください。	氏 名	児童との関係	氏 名	児童との関係

中止届（下記該当項目に☑）

□十曜育成

最終利用日	令和        年        月        日 (利用開始前の場合は届出日を記入)
理 由	<input type="checkbox"/> 家庭で育成が可能 <input type="checkbox"/> その他 (理由をお書きください。)

□延長育成

最終利用日	令和　　年　　月　　日 (利用開始前の場合は届出日を記入)
理　由	<input type="checkbox"/> 家庭で育成が可能 <input type="checkbox"/> その他 (理由をお書きください。)

## 記入上の注意点

- ・利用申請と中止届を同時に記入することも可能です。（例：11～12月のみ延長を利用する場合）
- ・次年度分の入会決定通知をお持ちの方については、本申請・届出内容を次年度分にも反映します。

## 土曜育成

- ・土曜育成を利用する際は、昼食とおやつ（100円程度）の用意が必要です。
- ・土曜日は延長育成を実施しておらず、17時（11月・12月は16時30分）に一斉下校となります。

## 延長育成

- ・延長育成利用は、19時までに保護者等（16歳以上）のお迎えが必須です。お迎え名簿には、お迎えに行く可能性がある全員分の氏名、児童との関係を記入してください。同じ学級を利用している保護者の相互協力も可能です。児童の安全確保のため、原則として記入されている方以外のお迎えは認めません。お迎えに行く方に変更が生じた場合は、必ず青少年育成課に届け出てください。

- ・芦屋市放課後児童クラブの延長育成を利用するにあたり、下記事項に該当する場合は利用の許可の取消しを行うことがあります。

- 1 19時までに保護者等が迎えに来ることができない場合
- 2 定められた育成料を滞納した場合
- 3 定められた規定を守らなかった場合
- 4 その他、学級の管理運営上支障をきたす事由が生じた場合

## 利用中止について

- ・最終利用日の属する月の月末（例：8月27日で利用を中止する場合は8月31日）までに、届出をお願いします。
- ・利用開始前に利用をキャンセルする場合は、利用開始日の属する月の前月末（例：8月10日利用開始予定だった場合は7月31日）までに届出をお願いします。